

議案第41号

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなして適用される同法第6条第7項の規定により、幕別町過疎地域自立促進市町村計画（自平成22年度至平成27年度）を別紙のとおり変更する。

別 紙

幕別町過疎地域自立促進市町村計画（変更）

区分	2 産業の振興				備考
変更前	(3) 計画				16頁 22行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
	1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業			
変更後	(3) 計画				16頁 22行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
	1 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	<u>食料供給基盤強化特別対策事業</u>	<u>幕別町</u>	

区分	3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進				備考
変更前	(3) 計画				20頁 2行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
	2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1) 市町村道 道路			
変更後	(3) 計画				20頁 2行目
	自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
	2 交通通信体系の整備、 情報化及び 地域間交流 の促進	(1) 市町村道 道路	<u>しろがね線道路整備事業</u>	<u>幕別町</u>	